

目次

1	会社のスタートはまず届出書の提出から	4
2	青色申告法人になって税の特典を受けよう	5
3	会社にかかる税金	6
4	確定申告書の提出及び納付はいつまで	7
5	決算利益と所得金額との関係	8
6	収益の計上時期は一定のルールを継続適用する必要がある	9
7	売上原価の見積計上はOK、販売管理費の見込計上はNO	10
8	中小法人のさまざまな優遇制度	11
9	役員給与には損金になるものとならないものがある	13
10	減価償却資産は耐用年数の期間に応じて費用配分する	15
11	減価償却費の計算方法には定額法と定率法がある	17
12	少額な減価償却資産は一時の損金処理が可能	18
13	中小法人の交際費は年800万円まで損金算入可能	20
14	売掛金等の債権が回収不能となったとき（貸倒損失）	22
15	金銭債権が部分的に回収不能と見込まれる場合（貸倒引当金）	23
16	法人税・加算税などの税金は損金とならない	25
17	源泉徴収した所得税は預り金	26
18	課税されない現物給与	27
19	消費税は預り金、小規模事業者には簡易な計算方法がある	28
20	消費税の軽減税率制度と区分経理	30